議案第112号

鹿児島県立短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県立短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立短期大学授業料等徴収条例（昭和33年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の３項を加える。

４　長期履修学生の授業料の額は、長期履修をする期間（以下この条において「長期履修期間」という。）に限り、授業料年額にその者の在学する課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を当該長期履修期間に相当する年数で除して得た額とする。

５　長期履修期間を短縮した長期履修学生の当該短縮が認められた日以後における最初の４月１日（以下この項において「基準日」という。）から始まる学年以降の学年に係る授業料の額は、当該短縮後の長期履修期間に限り、授業料年額にその者の在学する課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額から、その者が当該基準日の前日までの間の学年に係る授業料として前項の規定により納付すべき額を控除して得た額を、当該短縮後の長期履修期間と当該基準日の前日までにその者が当該長期履修を認められた課程に在学した期間との差に相当する年数で除して得た額とする。

６　前項の規定は、長期履修を辞退した学生の当該辞退が認められた日以後における最初の４月１日から始まる学年以降の学年に係る授業料の額について準用する。この場合において、同項中「長期履修期間を短縮した長期履修学生の当該短縮」とあるのは「長期履修を辞退した学生の当該辞退」と、「当該短縮後の長期履修期間」とあるのは「その者の在学する課程の修業年限」と読み替えるものとする。

第６条第１項中「科目等履修生」の次に「、聴講生」を加え、「１科目１学期につき14,800円」を

「科目等履修生及び委託生　１科目１学期につき　14,800円

聴講生　１科目１学期につき　5,000円　　」

に改め、同条第２項中「科目等履修生」の次に「、聴講生」を加える。

附　則

この条例中第６条の改正規定は令和９年４月１日から、第２条に３項を加える改正規定は令和10年４月１日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県立短期大学の教育課程を履修しやすい環境の整備を図ること等を目的として長期履修学生制度及び聴講生制度を設けるため、所要の改正をしようとするものである。